

最低賃金は労働者の最低限度の賃金を保障するルールであります。したがって、ルールを破った方に対しては、事案によるかもしれないませんが、やはりきちっとしたペナルティーというものが抑止力という観点からも設けられるべきだと思えます。今回の改正案では、罰金額の上限が二万円から五十万円へと大きく引き上げられており、最低賃金法違反の抑制が期待をされているところであります。しかし、労働基準監督署から指導された段階で賃金差額を支払えばいいということになると、最低賃金法違反の抑制力として十分ではないかという考え方もあります。また、午前中には違反した事業主を公表するとうような意見も出ておりました。さらには、民事的には最低賃金額と実際に支払った額との差額の要求しか認められていないわけでもあります。

そこで、罰金額の上限を五十万円に引き上げた趣旨について御説明を願います。また、更なる最低賃金法違反抑制の柔軟性の確保策として賃金差額の数倍の請求を当該労働者に認めるべきではないかという意見もあるようですが、こういった意見についてはどのように考えているのか、見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金法の罰則につきましては、昭和三十四年の法律制定以来、罰金等臨時措置法による見直しは行われておりましたが、この間の賃金の変動等によって罰則の制裁的効果が著しく低下しているように思われます。このため、今般、罰金額の上限についても併せて見直しを行うこととしておられます。

具体的なおお伺いについては、これは最低賃金法制定当時の最低賃金不払の罰金額の上限、それと賃金の、労働基準法上の賃金の全額、その違反に対する罰金額の上限などを勘案して、現行の労働基準法の賃金の全額、違反の罰金の上限額である三十万円の二倍程度に相当する五十万円を上限とする、新しい最低賃金不払に係る罰金額の上限とするというふうに

うにしたいものではないかと。

お話にありましたように、賃金差額の数倍の請求を労働者に認めるべきだという意見と、ここでございましてけれども、最低賃金法違反を抑制するための一つの考え方ではあるとは思いますが、今般の改正において、今申し上げましたように、罰金額の上限について大幅に引き上げるといふこととしておられるところでありまして、そういった新しい措置の導入については、こういった改正後の最低賃金法違反の状況なども慎重に見守る必要があるのではないかというふうに考えておられます。

○石井準一君 今説明があった罰金額というのはい、事業所当たり最高でも五十万円というところなのではないかと、それとも、最低賃金以下の賃金を支払った労働者の数に上乗せするものか、この罰金の数え方について、詳細に具体的に伺いたいと思っております。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金不払の罪数については、労働基準法における賃金不払の罪数と同様でございます。犯意が単一であると認められないときは各支払期ごと及び各労働者ごとに罪が成立すると、これらは併合罪の関係に立つこと、したがって罰金額は単純に加算をされていくと、このとおりでございます。そういったふうな考え方でござります。

○石井準一君 これまでの罰金の強化についてお伺いをいたしました。

最低賃金の遵守を徹底するために、最低賃金に関する周知広報、違反業者の取締り、指導強化がこれらが重要になってくると思っております。しかしながら、労働基準監督署が調査をした事業者数は、二〇〇六年、平成十八年では一万七千六百八十八件に比べて約四割減っております。今年六月には約一万一千事業所に一斉監督を実施しておりますが、これまで最低賃金法違反の取締りに本腰を入れていなかったのではないかと思われかねないと思えますが、最低賃金に関する今後の周知広報及び指導監督の

具体策についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 委員が御指摘になった周知広報、監督指導でありますけれども、これは、最低賃金制度はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであるということでありまして、こういった周知広報であるとか監督指導というのは重要であるというふうに考えておられます。

御来りから、ポスターの掲示でありますとか、フリーットの配布、あるいはホームページへの登載などによって最低賃金額の周知を行っております。同時に、地方公共団体に対する広報誌の掲載依頼も行ったつもりでございます。様々な周知広報活動を行っているところでござります。

今後とも、インターネットや広報媒体を活用して、使用者団体あるいは労働者、民間団体等、広く国民に最低賃金の内容及び最低賃金額について周知広報を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、監督指導につきましても、政府の成長力底上げ戦略にきましまして最低賃金の周知徹底が盛り込まれて、さらには、最低賃金遵守のための事業所の指導強化が直ちに取組むべき施策と、このように言われてきたことから、委員がお触れになりましたように、今年六月に全国の労働基準監督署機関において最低賃金の履行確保についての一斉監督を実施いたしました。

こういった結果も踏まえまして、今後とも問題があるところを重点とするとして最低賃金遵守のための監督指導に適切に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○石井準一君 新しい法案がございまして、やはり今後の周知広報及び指導監督の必要性が大きな意義があると思えます。徹底的にお伺いをしたいと思っております。

次に、産業別最低賃金についてお伺いをいたします。産業別最低賃金については、以前に規制改革・民間開放推進三か年計画でも取り上げられていたものと認識をしておりますが、今般の

改正において産業別最低賃金についての見直しが行われているのではないかと、お伺いをいたします。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金は、地域別の最低賃金と今お取り上げになりました産業別最低賃金、この二つが大きな柱として成り立って現行の労働法でありますけれども、その最低賃金というのは、すべての労働者についての賃金の最低限を保障するというところで安全網としての役割を果たしているわけでありまして、今般こういった安全網としての役割については地域別の最低賃金、これが担うというふうに整理をいたしまして、その地域別最低賃金につきましては必ず定めなければならない、あるいは罰金額を大幅に引き上げるといったような機能強化を図るというところでござります。

一方、産業別の最低賃金につきましては、関係労使のインシテンプによって設定されて、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組を補完する面、あるいは公正な賃金決定にも資する面があるというところで、安全網とは別の役割を果たすものとして見直しを行うことになっておりました。

具体的には、産業別最低賃金につきましては、関係労使の申出が必要の条件といたしまして、そういった申出があった場合において必要があることを認めるときに決定するということになっておりました。また、最低賃金法の罰則は適用しない、言わば民事的とするというふうな見直しもございました。

○石井準一君 局長のいただいた御答弁の中で、最低賃金法上の罰則は適用されないう旨の説明がありましたが、産業別最低賃金の柔軟性の確保についての問題は、いかがかと、お伺いをいたします。

○政府参考人（青木豊君） 産業別最低賃金は、今申し上げたような見直しをするというところで、新しい改正後の最低賃金法では特定最低賃金というところになるわけでありまして、この特定最低賃金は最低賃金法上の罰則

の適用は、いまいせんけれども、今ほど申し上げましたように、民事的効力を有しております。最低賃金法上、民事的効力を有するということと、特定最低賃金の不払と、罰則の上限額が二十万円、というところで、最低賃金法より若干低くおいてありますけれども、適用されることになりまして、そういう意味では、一定程度の罰則上の面から見た面においても労働者の保護が図られるというふうに考えております。

○石井準一君 今御答弁いただきましたように、産業別最低賃金の見直しにつきましては、規制改革・民間開放推進三か年計画の検討要請を踏まえ、労使が審議会において真摯に議論した結果であると受け止めたいと思っております。最後に、最低賃金引上げの影響を受ける中小企業への対策についてお伺いをいたします。

政府におきましては、内閣府を中心に成長力底上げ戦略というものを策定して中長期的な最低賃金引上げと中小企業の生産性向上の車の両輪とした取組を展開されているものと承知しております。

まずは、成長力底上げ戦略のねらいや基本的な考え方について、担当である内閣府から御説明を願いたいと思っております。

○政府参考人（山崎史郎君） お答え申し上げます。

御指摘の成長力底上げ戦略は、成長の基盤となります人材や中小企業に着目しまして、働く人全体の所得、生活水準を引き上げ、格差の固定化を防止すると、こういう観点から策定されたものでございます。具体的には、職業能力の向上を目指します戦略でありますとか、福祉、雇用両面にわたる就労支援を行う戦略のほか、御指摘の中小企業の生産性の向上とともに最低賃金を引き上げていく、このた

めの施策として中小企業底上げ戦略と、この二つから成っているわけでございます。

この戦略は、内閣府、厚生労働省、経産省等が連携しまして、政労使が参加します円卓会議で合意形成を図りつつ推進していくというふうになっている次第でございます。

○石井準一君 戦略の基本的な考え方については今説明を受けました。

成長力底上げ戦略推進円卓会議が七月に取りまとめた合意文書におきましては、中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針の取りまとめが先送りされていたように思います。この基本方針について、いつごろどのような内容で取りまとめられることになるのでしょうか。具体的なスケジュールがあれば説明を願いたいと思っております。

○政府参考人（山崎史郎君） 御指摘の点でございますが、七月の円卓会議におきまして、これ政労使の合意でございまして、中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針に関しまして、これを各地域の議論を喚起しながら取りまとめるといふ、そういう合意形成がなされております。スケジュールとしては年内に取りまとめたいということを見込んでおります。具体的内容に関しましては、今後、労使、さらには関係省庁とも十分意見交換をしながら検討してまいりたいと、このように考えている次第でございます。

○石井準一君 是非とも有意義な合意が取りまとめられることを期待させていただきます。

次に、具体的な中小企業対策についてお伺いをしたいと思います。

原油高や円高など、中小企業を取り巻く経済環境は極めて厳しいものと認識をしております。また、最低賃金の引上げは、我が国の企業の大半を占める中小企業の考慮を抜きにしては図れないものと考えます。しかし、大企業から下請が多い中小企業は、大企業からの不適正な金額での発注でも受けざるを得ず、その場合、中小企業で働く労働者の賃金水準の底上

げは現実的に難しくなると考えます。

一方、成長力底上げ戦略では下請取引の適正化が挙げられているところでありますが、中小企業庁においては下請取引の適正化や中小企業の生産性向上について今後どのような施策を推進していくのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人（長尾尚人君） 中小企業庁といたしましては、委員御指摘のとおり、下請取引の適正化を含む中小企業の生産性向上などにきめ細かく対応することは非常に重要なことだというふうに認識しております。こういった観点から、中小企業の生産性向上に向けた取組を加速させる政策パッケージを今月の十三日に取りまとめ、公表したところでございます。

具体的には、まず景気回復の果実をきびやくと均等にさせていくというところから、先ほど坂本委員の御質問にもお答えいたしましたけれども、下請取引の適正化を進めてまいりたいと思っております。具体的には、下請取引ガイドラインの普及啓発や下請代金法の取組強化等、下請適正取引の推進に取り組みしてまいります。

これは、言わばその分配の問題でございますが、それに加えてさらなればならないのは、地域において追加価値の高い産業を振興することだということも認識しております。そのため、中小企業地域資源活用促進法の着実な実施を図りまして、今後五年間で千件程度の新事業の創出を目指してまいります。

また、中小企業向けに、経営基盤強化の向上と、ネットの記録等のITを活用いたしまして、自らの財務状況を正確に把握することへの支援とか、それに伴います資金供給の迅速化を検討してまいります。また、小規模企業が直面する課題を克服するための支援拠点の整備等についても今後強化してまいりたいと思っております。

○石井準一君 正に最低賃金を引き上げると

めにも実効性のある様々な施策を組み合わせ、中小企業対策の充実をお願いするところであります。

○山本博司君

次に、最低賃金法案についてお伺いを申し上げます。

今回の改正は三十九年ぶりの改正ということで、最低賃金制度はすべての労働者の賃金を下支えするセーフティネットとして極めて重要な役割を果たしており、就業形態が多様化する中でその重要性は更に増して行くものと考えられます。また、生活保護との整合性を考慮することは最低限度の生活を保障するという観点とともに、就労に対するインセンティブを働かせるという点からも必要なことであり、この改正を高く評価するものでございます。

今回の改正では地域別最低賃金の決定が任意的設定から必要の設定に変更され、罰金の上限額も引き上げられるなど、地域別最低賃金の機能強化が図られております。これによって今後、地域別最低賃金の具体的な水準を決める地方最低賃金審議会の役割がより一層重くなるものと考えます。

そこで、この地域別の最低賃金の決定方法について、構成、概要について御説明をいただきましたと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金の制度、とりわけ地域別最低賃金につきましては、今委員がお触れになりましたように、その必要的な設定と、あるいは罰金の上限の引上げというふうなことであります。これは、すべての労働者についての賃金の最低限を保障する安全網としての役割を果たすべきであるということから、そういうふうに考えたわけでありまして、

地域別の最低賃金の具体的な水準についての決定でありますけれども、これは公労使三者構成の地方最低賃金審議会において地域の実情を踏まえた審議を行いまして、それを経て決定されるものでございます。今回の法案が成立いたしました際には中央最低賃金審議会が提示をいたします目安も参考にいたしながら、この今般の法改正の趣旨に沿った議論が地方の

最低賃金審議会においても行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済情勢、地域の事情を踏まえた適切な引上げ等の措置が講ぜられるというふうになると思っております。

厚生労働省としましては、地方の最低賃金審議会でもうやうやう議論をされるわけでございますので、その地方の最低賃金審議会に対して地域の実情に即した資料が十分に提出されるように、そして、その上でこの法改正の趣旨に沿った適切な審議が行われるように都道府県労働局に対して指導を行ってまいりたいというふうにも思っております。

○山本博司君 地域の実情に沿った対応をしっかりとお願いを申し上げます。

さらに、重要な改正点でございます生活保護との整合性についてお伺いをしたいと思います。

今回の改正では、最低賃金の三つの考慮要素のうち労働者の生計費を考慮するに当たっては生活保護との整合性について配慮することとしております。また、衆議院における修正によつて、第九条の三では、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」と規定をされました。これによつて憲法二十五条の生活保護法の理念が最低賃金を決める際により一層重視されることになると思いますが、具体的にどのような基準で生活保護との整合性を考慮することになるのでしょうか、このこともお願いいたします。

○政府参考人（青木豊君） 生活保護と最低賃金との関係でございますけれども、地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されております。生活保護は市町村を六段階の級地に区分しているわけでありまして、あるいは年齢や世帯構成によつて基準額が異なっていること、あるいは生活保護では必要に応じた各種加算でありますとか住宅扶助だとか医療扶助などがありますと、こういうことで、生活保護と最低賃金を比較するに当たっては、こういう点をどういうふうに考慮していくのかということが問題になるわけでありまして、

しかし、最低賃金は労働者の最低限度の生活を保障するものでありますので、モラルハザードの観点からも、少なくとも最低賃金が生活保護を下回っている場合には問題であるというふうにも思っております。

このため、どうするかということでありまして、最低賃金と生活保護の水準を比較するに当たりましては、手取り額で見た最低賃金額と、衣食住という意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の、まあこれは都道府県内人口加重平均が適当かなというふうにも思いますが、これに住宅扶助の実績値を加えたものと比較するというのが一つの考え方ではないかなというふうにも思っております。

しかし、いずれにしても、具体的には生活保護との整合性をどうやって考慮していくかという点については、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるべきものというふうに考えております。

○山本博司君 ありがとうございます。

次に、大臣にお願いをしたいと思います。最低賃金制度は働く人々にとって必要最小限のセーフティネットであり、この水準が引き上がることでより豊かな国民生活が送れることになると考えます。今後、経済成長を含めた政府一丸となった取組が求められると考えます。最低賃金の引上げに向けた大臣の決意をお願いを申し上げます。

○国務大臣（舛添要一君） 先ほど来、生活保護との整合性も配慮というところが非常に重要であるというところを何度も強調しておりますけれども、この経済の成長力底上げ戦略において、生産性を上げる、それとともにこの最低賃金を引き上げる、そういう方向付けが既に出ております。

〔委員長退席、理事谷博之君着席〕  
この法案が成立した際には、地方の最低賃金の審議会において、諸条件を考慮に入れながら、そして今言いたように生活保護、これを下回らないというところが重要なわけですから、そういう

う形で最低賃金が引き上げられるという方向での努力をお願いしたいと思っております。  
○山本博司君 ありがとうございます。  
国民生活の安心、安定が何よりも重要であると思っておりますので、更なる対策を大臣に講じていただきたいと思います。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男です。労働契約法及び最低賃金法の一部を改正する法律案に関連しまして質問をさせていただきます。まず最初に、先ほど山本委員も触れたわけですが、

「改正案は、地域別最低賃金の引上げと法の遵守は格差是正とワーキングプア問題の解消にとつて不可欠である」ということから、最低賃金の基準を労働者とその家族が生計を立てられる水準にするための法改正を提案をさせていただきます。

修正協議によりまして、地域別最低賃金の原則に労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、という文言を追加され、最賃は少なくとも生活保護給付を超える額となることなどが明確になつたと考えております。

今後、新たな最低賃金の円滑な施行に向けて中小零細企業への支援策が必要となりますけれども、財政上、金融上のきめ細かな支援策を十分行うよう政府に求めていきたいと考えているところでございます。

労働契約法は、労働契約の成立から変更、終了に至る基本的なルールを定める労働分野の民事法でありまして、二十一世紀の働き方を規定するに当たつて大変重要な法律であると考へております。

民主党では、特に期間の定めのある労働契約、有期雇用契約が個別に決定、変更されることを念頭に、労働契約の成立、変更、終了に当たつて対等性と公正性を確保することに力を置いておりました。

また、民主党は、国民の生活を守り格差を是正する観点から、両法案への対案を提出した上で与党との修正協議に臨み、民主党の考え方がある程度反映された判断をいたしました。両法案の修正に合意をいたしました。

修正協議によりまして、地域別最低賃金の原則に労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、という文言を追加され、最賃は少なくとも生活保護給付を超える額となることなどが明確になつたと考えております。

今後、新たな最低賃金の円滑な施行に向けて中小零細企業への支援策が必要となりますけれども、財政上、金融上のきめ細かな支援策を十分行うよう政府に求めていきたいと考えているところでございます。

労働契約法は、労働契約の成立から変更、終了に至る基本的なルールを定める労働分野の民事法でありまして、二十一世紀の働き方を規定するに当たつて大変重要な法律であると考へております。

民主党では、特に期間の定めのある労働契約、有期雇用契約が個別に決定、変更されることを念頭に、労働契約の成立、変更、終了に当たつて対等性と公正性を確保することに力を置いておりました。

均衡を考慮すること、ワーク・ライフ・バランスに配慮することが労働契約の原則に加えられたほか、有期労働契約の保護規定が加わつたほか、さらに労働政策審議会が答申をいたしました要綱案から法案作成に際して、労使の合意を超えまして修正案を提出した労働者の権利を脅かす誤解を生じる条項をすべて解消するこ

とができたと自信を持って申し上げておきたいと思ひます。

労働関連法案につきましては、民主党案も政府案も、労働者保護を強化し、労働条件を改善しようとする方向性では同じでありまして、法案の内容に隔たりがあつても原理原則が全く違うというものではございませんでした。そこで、民主党は、働く人たちの立場に立つて、与党との協議の中で最大限の譲歩を引き出し、法案を成立させることが重要であると判断をした次第でございます。

今回、衆議院の審議段階では、労働基準法改正案がまだ継続審議のままになっておりますが、民主党の修正要求に対して与党に再考をお願いし、長時間労働の実質的な防止につながる法改正の成果を得ることを期待をしたいと思います。

○渡辺孝男君 今、修正案の提案者の方からお話をいただきました。修正に至る中では様々な御苦労があつたと思うんですが、やはり国民の生活を大事にする、働く方々の要望を実現するという、そういう観点ではこの修正案が合意されたということは大変評価をしていられるところであります。

これは国民の生活に大事な法案というものはいろいろ出てくるわけではございません。時になつた法案の成立ができるようにまた御活躍を期待を申し上げます。

修正案提案者の方々、この後は、私の方は質問でございますので、退席、結構でございます。

それでは次に、最低賃金法の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。法律案につきまして、条文の内容等の確認等もさせていただきます。

週額又は月額によつて定めることとされております。しかしながら、賃金支払形態、所定労働時間、そういったものが異なる労働者についての最低賃金適用上の公平の観点、あるいは就業形態の多様化への対応の観点、さらには分かりやすさという、そういう観点からは時間額単独表示とすることが適当と考へられますので、そういうことで、法律上、時間額表示にこの新しい改正法三条で一本化をすることとしたものでございます。

なお、地域別最低賃金につきましては、平成十四年度から時間額表示に一本化されまして、産業別の最低賃金につきましては、大部分が時間額単独表示に移行しているところでございます。

○渡辺孝男君 次に、第九条の地域別最低賃金の原則について伺いたいと思ひます。

第二項の、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と、そのように規定されておられますけれども、ここで言う通常の事業の賃金支払能力とはどのような能力なのか、また、個々の企業の支払能力とどのような関係があるのか、この点につきまして厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 地域別最低賃金の具体的な水準については、第九条で、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力の三つの決定基準に基づいて、地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるというものであります。

御指摘になりました通常の事業の賃金支払能力というものは、個々の企業の支払能力ではなくて、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができるとする賃金支払能力をいふものでございます。

事業者一般の賃金支払能力と言つてもいいかと思ひます。最低賃金は、国民経済ないし当該地域の経済力の水準と懸け離れた水準で決定され得る

ものでもないというところであり、最低賃金の決定に当たっては、通常の事業の資金支払能力について考慮するということになっているわけでございます。

○渡辺孝男君 次に、厚生労働省が発表しております毎月勤労統計の二〇〇〇年から二〇〇六年にかけての事業所規模別の平均賃金の推移というのがデータとして出ておりますけれども、二十人規模以上のいずれの事業所も二〇〇四年までは下落傾向が続いてきた。その後、二〇〇五年、二〇〇六年と上昇をしているということでもあります。一方、小規模の五人から二十九人の事業所は、二〇〇〇年以降、一貫して下げ続けているということでもあります。つまり、最近賃金が上がったというのは大企業や中規模の企業のことであって、小規模の企業についてはなかなか厳しい状況だということでもあります。そこで重要となるのは、小規模の企業の活性化であり、また支払能力の強化ということになります。今後の小規模の企業に対する対策について、中小企業庁に伺いたいと思っております。

○政府参考人（長尾尚人君） 委員御指摘のとおり、中小・小規模企業の生産性の向上と活性化というのは非常に重要な課題でございます。緊急に取り組むべき事項だということふうに認識しております。このため、厳しい状況の中にあがりながら頑張っておられる中小企業の方々の生の声に丁寧な耳を傾けながら、日本経済の回復が中小企業全般に幅広く行き渡りますように、中小企業対策に万全を期してまいりたいと思っております。

このため、今月十三日には中小企業の生産性向上に向けた取組を加速するための政策パッケージを取りまとめ、公表したところでございます。具体的には、下請法により取組の強化や業種別ガイドラインの周知徹底など、下請適正取引の推進によりまして景気回復の果実がフェアに分配されていくように万全を期してまいります。それに加えまして、今後の

成長の種といいますが、そういったものをつくる観点から、地域資源を活用した新事業創出支援とかが、ITの活用等による小規模企業者の経営力向上支援の強化を図ってまいります。これに加えまして、資金調達や事業承継の円滑化等の施策を強力に推進しまして、中小企業の生産性の向上と活性化を図ってまいりたいと思っております。

○渡辺孝男君 次に、法案第九條の三項に關連して質問をさせていただきますと思っております。厚生労働省は生活保護制度の見直しに關して検討を進めておられるわけでありませうけれども、生活扶助基準に關しての検討は今後どのように進めていかれるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（中村秀一君） 生活保護基準に關しては、平成十六年十一月に専門委員会で御報告いただいておりますが、その報告の中で、全国消費実態調査等を基に五年に一度の頻度で検証を行う必要があると、このようにふにされたところでございます。この全国消費実態調査は平成十六年に実施されまして、生活扶助基準の見直しに必要な特別集計の結果が出ましたので、現在、今、生活扶助基準に關する検討会、専門家による検討会を開催し、低所得世帯の消費実態との均衡が生活扶助基準で適切に図られているかどうかなどの評価、検証を行っているところでございます。

本年十月十九日から検討を開始いたしまして、本日この検討会、開催する予定でございますが、これまでの議論の整理を行うこととしております。客観的な数字に基づいて検証しようということを検証していただいておりますが、今後、来年度の予算編成を視野に入れますして、専門的見地から取りまとめをしていただきたいと思います。〔理事谷博之君退席、委員長着席〕

して、この生活扶助の基準に關しましては客観的なデータを基に慎重に検討をしていただきました。そのように考えております。

では次に、本年八月に行われました中央最低賃金審査会、先ほどからもいろいろ質問で出ておりましたけれども、この中央最低賃金審査会が平成十九年度の地域別最低賃金額の改定の目安について、Aランク十九円、Bランク十四円、Cランク九円から十円、Dランク六円から七円の引上げを答申したわけでありませうけれども、この答申を受けて、本年度の決定額により生活保護の所得格差が解消されてきたかどうか、この点を厚生労働省にお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 今年の中央最低賃金審査会の目安審議、それと、それに基づきまして、それを参考にいたしました、地方の最低賃金審議会がそれぞれ具体的な額の水準を決定していただいたわけでありませうけれども、今般の審議の中では、最低賃金の額について、国会に於いて最低賃金の改正案が提出され審議をされているという状況や、あるいは、最低賃金について引上げを、大幅に引上げをしなればいけないんじゃないかという議論などもございまして、例年になく大幅な引上げ、あるいは、例年のデータから見れば三倍程度に平均的に言えはなるような引上げがなされたわけでありませう。

しかし、この法案でお願いしておりますような生活保護との逆転現象というふうなことにございまして、当時、十一都道府県で、まあ単純にこれも、生活保護をどういうものを見るかというのはいろんな議論あると思っておりますけれども、いわゆる若年単身世帯の生活扶助基準と住宅扶助を合わせた、合計した額で見ると十一都道府県において逆転現象が起きていたわけでありませうけれども、これは生活保護の基準というものが、データがまた新しいものが出てきておりませうので、その当時のデータを引き直して考えますと、その結果、今夏の改定によって二県

について逆転が解消されたというふうに言えるというふうに思っております。

最低賃金につきましては、賃金あるいは消費者物価等々の地域格差などに比べましても非常に低い格差ということでも来ておりまして、その状況は大幅な引上げにおきましても変わっていないというふうに思っております。そういう意味で、引き続きこの法案の早期成立をお願いしたいというふうに思っております。

○渡辺孝男君 次に、改正法案の第七條、減額の特例に關して質問をしようと思いましたが、先ほどから先に質問をされて回答も出ておりますので、これは割愛をさせていただきますと思っております。

次に、船員に關する特例に關してお伺いしたいと思います。この特例の必要性と近年の船員の特定期間最低賃金並びに雇用の動向に關して国土交通省にお伺いしたいと思います。

について、それぞれ最低賃金額を引き上げるよう船員中央労働委員会から答申をいただいたところでございます。現在、国土交通省において答申の趣旨を踏まえて最低賃金を引き上げるべく所要の手続を進めているところでございます。

それから最後に、船員の雇用の近年の動向につきましても、船員全体の有効求人倍率を見ますと、平成十六年が〇・二〇であったわけでありませんが、本年九月には〇・九六倍まで上昇しております。ほぼ需給に釣り合っている状況ということでございます。さらに、内航貨物について見ますと、平成十六年が〇・二一倍でございましたが、本年九月には一・一二倍まで上昇しております。船員の需要が供給を上回ると、そういう状況になっているところでございます。

○渡辺孝男君 海洋基本法も成立をしております。海洋担当大臣も任命されているということでもあります。やはり日本は海洋国家でござります。こういう船員の方々も大変な貢献をされているわけでありまして、この労働条件の改善とか賃金の改善等に更に努力をしていただければと、そのように思っております。

以上で質問を終わります。